

令和2年12月1日

関係各位

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所  
電子航法研究所 所長 福田 豊

受託研究等における一般管理費率の変更について

日頃より電子航法研究所の業務にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当研究所におきましては、平成28年に海上技術安全研究所及び港湾空港技術研究所と統合し、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所として発足以降も、運営費交付金による通常業務以外に、皆様からの調査、研究等の要請に適確にお応えするため、受託研究等を実施させていただいているところでございます。

今般、受託研究等の研究支援体制をさらに充実し、より質の高い受託研究等の機能を展開する趣旨から、受託研究等に係る一般管理費の取扱を下記のとおり変更させていただくこととなりました。

つきましては、上記趣旨にご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

(1) 業務経費に対する一般管理費率の変更

現 行：15%

変更後：30%

(2) 適用対象

令和3年4月1日以降に開始する受託研究等について、適用いたします。

[留意点]

令和2年度中に契約締結し業務を開始しているもので、契約期間が令和3年4月1日を超えるものは、適用対象外といたします。

【お問い合わせ先】

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所  
企画部 研究計画課 外部連携係（永野）

TEL：0422-41-3168

E-mail：plan.s@enri.go.jp